

ご融資が決まったら
ぜひご利用ください。



松江市から

信用保証料助成のご案内

松江市では、市内商店街の街づくりや雇用の創出・維持・拡大と産業の活性化支援を行うため、松江市が指定する制度融資を利用された方が、**島根県信用保証協会**に対して信用保証料を支払われた場合に保証料の一部を助成しています。

1. 指定の制度融資

(保証料受入日が平成23年4月1日以降のものに適用)

保証料補給の対象となる融資の名称	資金名	保証料率(年)	補給率
松江市街づくり資金制度融資	テナント事業近代化資金	※0.4以上1.5%以下	1/2
	店舗近代化資金	※0.4以上1.5%以下	

※中小企業会計割引(△0.1%)が適用になる場合があります。

融資の種類	資金名	補給対象経費の範囲			補給率
		補給対象	補給対象期間	保証料率の範囲	
島根県 中小企業 制度融資	創業者支援資金	信用保証料 の一括払い または 分割払いの 初回分	保証期間10年以上12年以下 : 5年 保証期間8年以上10年未満 : 4年 保証期間5年以上8年未満 : 3年	責任共有制度対象外のもの	2/3
	小規模企業育成資金・ 小規模企業特別資金		保証期間5年以上7年以下 : 3年	1. 1%以下の部分	1/3
	長期経営安定緊急資金 (原油高騰関連分)		全期間	責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分	1/4 (上限10万円)
	一般設備資金				1/3
	資金繰り安定化対応資金		保証期間の1/2		2/3
	東日本大震災緊急対策資金				

2. 手続きの流れ

※早期完済により保証料の還付を受けられると、補助金の返還を求められる場合があります。

【松江市街づくり資金】

手続は不要です。融資を受けられた方は補給後の保証料を支払ってください。

【島根県中小企業制度融資】

- 規定の保証料を島根県信用保証協会に支払う
- 信用保証協会が保証料受入証明書を送付
- [1]補助金交付申請書、[2]市税納税証明書(市税の滞納がないことを証明するもの。市民課証明発行窓口、各支所市民生活課窓口で証明)に保証料受入証明書を添えて産業振興課に提出(各支所地域振興課へ提出も可)(できるだけ速やかに手続きしてください)
- 審査のうえ交付決定通知書を送付
- 補助金交付請求書、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を産業振興課に提出(各支所地域振興課への提出も可)
- 補助金を指定口座に振り込み
- 申請書の受付期間は、保証料受入日の属する年度の翌年度の5月末日までです。これを過ぎると申請書の受付ができませんのでご注意ください。

お問い合わせは
松江市 産業振興課
TEL:0852-55-5213
FAX:0852-55-5553